三沢市教育委員会 学校における働き方改革プラン(案)

令和2年2月26日 三沢市教育委員会

1 「学校における働き方改革プラン」の策定にあたって

社会の変化に伴い、学校に対する要請や教育課題が複雑化・多様化する中で学校への期待や学校が果たすべき役割は大きくなってきており、その結果として、教職員の長時間勤務や多忙化という状況が指摘されている。

その中で、平成29年3月には学習指導要領が改訂され、平成30年度から順次施行される中、その着実な実現に向けて、学校は授業改善、教材研究、学習評価の改善・ 充実に取り組むことが必要とされています。

これからの変化の激しい社会を自立的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育むためには、より一層、子どもたち一人一人と向き合い、丁寧に関わりながら、個に応じた学習指導をはじめ、生活指導・進路指導に取り組むことが大切です。

こうした状況を踏まえ、国では中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言(平成29年8月)」、さらに「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)(平成29年12月22日)」の公表を受けて、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日)」がまとめられ、さらに平成31年1月25日には中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられています。

また、青森県においても平成27年度に多忙化解消検討委員会を設置し、平成27年12月に「教職員の多忙化解消に係る報告書〜教師が子供に向き合える学校づくりのために〜」を取りまとめ、年度毎の多忙化解消に向けた取組工程表を作成するなどして、その方向性を示すとともに、各市町村教育委員会による計画的な取り組みを促してきています。

「三沢市教育委員会 学校における働き方改革プラン」は、本市内小中学校に勤務 している教職員の勤務実態を踏まえ、教職員の長時間勤務を見直し、子どもたちに効 果的な教育活動を行うことができるよう、今後の取組の具体的方策をまとめたもので す。

三沢市教育委員会では、本プランに基づき学校との連携の下、学校における働き方 改革に向けて取り組んでまいります。

2 目 的

三沢市内小中学校教職員が、心身ともに充実してよい状態で子どもたちと向き合い、より質の高い教育を実現していくために、国や青森県教育委員会等の動向を踏まえ、市内小中学校における働き方改革を進め、具体的な業務の適正化に向けた取組を推進する。

3 三沢市内小中学校教職員の勤務実態

- ○三沢市内小中学校勤務時間実態把握調査より
- ・三沢市内小中学校の教職員(県費負担教職員)の勤務実態を把握するために実施
- ・令和元年7月から9月までの3か月間の勤務状況について、教職員勤務時間記録簿 (Excelファイル)から集計

(1)時間外労働時間集計(時間)

	7月	8月	9月	計	月平均
小学校平均	36	17	42	95	32
中学校平均	54	28	52	134	45
全体平均	43	21	46	111	37

- ○時間外労働時間の3か月平均は、小学校32時間、中学校45時間、合わせて37時間となっている。
- ○月ごとを見ると、7月、9月に中学校では上限の目安となる45時間を超えている状況にある。

(2) 時間外労働時間区分集計(人)

月平均 (時間)	小学校	中学校	計	%				
45 未満	117	55	172	65%				
45 以上 80 未満	35	42	77	29%				
80 以上 100 未満	0	7	7	3%				
100以上	1	6	7	3%				
	153	110	263					

- ○小中学校合わせて45時間以下は65%、80時間以下は94%となっている。
- ○80時間以上は6%(14名)、100時間を超える教職員も3%(7名)となっている。特に中学校の割合が高い。

※時間外労働時間とは

・在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

4 取組の方向性

- (1)教職員の勤務状況の適切な把握と意識改革
- (2)学校における業務の見直しと業務改善
- (3)部活動による負担の軽減
- (4)教職員への支援体制の整備

※国や県の答申や通知などを踏まえ、以上の4点を柱として取り組む。

5 具体的な取組

(1) 教職員の勤務状況の適切な把握と意識改革

校長、教頭、教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、 教職員の在校等時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改 革を推進する。

① 教育委員会における勤務実態の把握(学務課)

学校の業務改善を進めるためには、教職員の勤務実態を把握することが必要である。これまでも勤務時間記録簿(エクセルファイル)を活用した教職員の勤務時間の 把握に努めてきているが、今後も、各校における勤務実態を確実に把握し、業務改善 の更なる推進に向けて取り組んでいく。

勤務時間の把握方法については、タイムレコーダー等の客観的な方法による計測 の仕方の導入に向けて検討を進めていく。

② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進(学務課)

教職員の休暇取得を促進するため、教職員に対して休暇制度の啓発を進めるとと もに、休暇が取得しやすい夏季休業中に学校閉庁日を実施している。

学校閉庁日については現在、平成30年度から令和2年度までを試行期間として 8月13日~15日までの3日間に設定しているが、実施状況を踏まえて令和3年 度からの本格実施に向けて検討を進めていく。

検討の結果、令和2年度は、8月13日から16日までの4日間を学校閉庁日とする。

③ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し(学校教育課)

教育委員会が主催する会議や研修会等については、これまでも実施回数や開催時期などについて検討してきている。今後も実施する会議や研修会などについて精査し、できる限り見直しを図っていく。

④ 勤務時間外の問合わせ対応のための環境整備の検討(教育総務課)

放課後や休日等の保護者らからの電話等の問い合わせへの対応などの負担を軽減するための方法について、学校の実態を踏まえ、留守番電話の設置やメール活用による連絡体制の整備について引き続き検討を進める。

(2) 学校における業務の見直しと業務改善

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で教師の専門性を活かしつ つ、授業改善の時間や児童生徒に接する時間を確保することができるような環境 づくりに努める。

ICT環境の整備(教育総務課)

これまで行ってきた校務用及び蔵書管理用のパソコン配置やネットワーク環境の整備等の学校におけるICT環境の整備をさらに進め、業務の効率化を図っていく。

また、統合型校務支援システムの導入に向けても、予算面を考慮しながら、引き 続き検討を進める。

② 指導要録等の電子化(学校教育課)

指導要録等の作成における事務的な負担を軽減するために、ICT機器を使用した作成による電子化をさらに進めていく。また、ICT環境の整備に伴い、出欠管理や成績等のデータ処理等の一元化・効率化についても検討を進める。

③ 各校における会議の効率化の推進(学校教育課)

教育委員会主催の会議の配布資料や、教育委員会から送付する文書の電子化を進めるなど、各校における会議の効率化の取組を支援する。また、校務分掌組織の見直しや会議・打ち合わせ等の必要性の精査をする等、会議・打ち合わせを効率化するための方策についても働きかけていく。

④ 教育委員会 (関係部署) から学校への調査依頼の見直し (学務課・学校教育課)

教育委員会から学校あての調査依頼文書などについて精選の上、内容が類似する 調査を統合したり、提出書類を必要最小限としたりするとともに、事務局各担当相 互の調査内容の共有の促進を図る。

また、教育委員会以外の市の部局からも、学校に対して様々な参加、協力要請が行われていることから、これに関し、教育委員会から各部局に対して、依頼内容を必要最小限にすることや、教職員の負担軽減を念頭においた依頼方法の工夫を要請していく。

(3) 部活動による負担の軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から、部活動の在り方を見直 し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

① 「三沢市部活動の適切な運営について」の方針の策定と周知(学校教育課)

市内各校で行われている部活動が、学校教育の一環としての教育的意義に立脚しつ、児童生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員や保護者等のワーク・ライフ・バランスの実現がなされるよう、部活動の組織的な運営や活動時間及び休養日の設定、安全管理と事故防止、保護者・地域の連携等に関して、具体的な取組や基準並びに留意点を示すことを目的として、「三沢市部活動の適切な運営について」の方針を策定した。この方針に基づいた部活動運営を支援していくとともに、その内容の周知徹底について積極的に進めていく。

② 部活動指導員の導入促進(学校教育課)

運動部活動の指導に不安を抱える教員の支援や負担軽減を図るとともに、運動部活動の活性化や生徒の競技力の向上を図るため、教員に代わって指導ができる「部活動指導員」の導入・促進を図っていく。

令和2年度以降については、部活動指導員の増員を目指しているが、県の補助額は厳しい状況であるものの、引き続き増員に向けて、県に対する補助の拡大を要求していく。

(4) 教職員への支援体制の整備

「チームとしての学校」として、専門スタッフや外部人材等の積極的な配置により、学校の組織運営等を強化するために必要な支援体制を整備していく。

① 専門スタッフの配置促進(学校教育課)

複雑化・多様化している課題を解決するためには、多様な専門性を持つスタッフの 配置が必要不可欠である。

教育委員会では、外国語指導にあたる英語指導助手や教育相談などに係る専門員 として、心の教室相談員のほか、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、適応指 導員、スクールカウンセラー等のスタッフを配置している。

これらのスタッフの適正配置と増員も視野に入れて、それぞれの専門性に基づいた業務や校務を補助することにより、教員の負担軽減を図り、学級経営や教科指導等の職務に集中できるようにする。

② 教育活動を支援する人員の配置(学務課)

教育委員会では、市内小中学校からの要望や実態を踏まえながら、児童生徒の学習活動を補助する学習支援員、また通常学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等及び介助を必要とする児童生徒への学校生活を支援する特別支援教育支援員を配置している。また、学校図書館運営の向上や読書指導の充実に向けて学校司書を希望校に配置してきている。

今後も学校の要望や実態を踏まえ、適正配置と増員を積極的に検討しながら、教員の業務や校務を支援・補助することにより、教員の負担軽減を図っていく。

③ 地域人材の活用促進(生涯学習課)

教育委員会では、三沢版コミュニティースクール (地域学校協働本部)を設置して、 学校・家庭・地域の組織的な連携と協働体制を図りながら支援する取組を進めてい る。今後も、教育活動はもとより学校の活動全般において家庭・地域の協力を得なが ら、学校運営体制の強化や教職員の負担軽減を図っていく。

6 勤務時間の上限の目安時間について

※ 基本的な方針として、文科省から示された勤務時間の上限に関するガイドライン を踏まえた時間設定とする。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」より (文部科学省:平成31年1月25日)

- ○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方
 - ・教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」 以外の業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、外形的 に把握することができる時間を対象とする。
 - ・具体的には、在校時間等を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に 自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については除く)。
 - ・校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間については外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。
- ○上限の目安時間
 - ・1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
 - ・1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内
 - ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、 1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内 (連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超 の月は年間6カ月まで)

(1) 時間外労働時間の上限の目安

時間外労働時間(在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間)が、1か月45時間、1年間360時間を超えないようにすること。

(2)特例的な扱い

児童生徒などに係る特別の事情により勤務をせざるを得ないと校長が判断した 場合については、以下を時間外労働時間の上限の目安とする。

- (ア) 1か月の超過勤務 100 時間未満、1年間の超過勤務 720 時間以内とする。
- (イ)連続する複数月の平均時間外労働時間80時間以内、かつ、時間外労働時間45時間超の月は年間6カ月までとする。

7 学校における働き方改革の推進に向けて

教職員の長時間勤務を改善し、児童生徒と向き合える時間を確保するためには、学校、市教育委員会が、それぞれの立場から問題の本質を見つめ、把握した上で改善に向けた具体的な行動を起こしていくことが重要です。

そのために、この「三沢市教育委員会 学校における働き方改革プラン」を策定し、 学校と市教育委員会が連携・協力して、具体的な取組方針に基づく方策に取り組んで いきたいと考えております。

さらに、働き方改革を進めていくためには、見直しや改善を図りながら継続して取り組む必要性があるという観点から、国や県の動向も注視しながら、教育委員会及び市内小中学校の取組状況を定期的に確認し、その効果を検証して改善に活かすなど、計画的・継続的な取組を進めていきます。

「三沢市教育委員会 学校に	おける	働き	方改	革検	討委員会」	検討委員
教育部長	Щ	﨑	徫	汝	(委員長)	
木崎野小学校長	髙	田	割	戎		
第三中学校長	松	木	信	嘉		
教育総務課長	高	橋	徳	孝		
学校教育課長	米内	为山	誠	毅		
参事兼生涯学習課長	小	泉	厚	子		
学校給食センター所長	小	島	_	人		
学務課長	附	田	経	行	(事務局)	